

議案第 4 0 号

令和 8 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会
計予算

令和 8 年度明石市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,577 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

1 歳入

[illegible]

2 歳出

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 1,500	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並び に寡婦福祉法の定め るところによる。
計	1,500			

令和 8 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰入金	1,321	7,424	△ 6,103
1 繰入金	1,321	7,424	△ 6,103
1 一般会計繰入金	1,321	7,424	△ 6,103

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	貸付元金繰入金	750	
2	事務費繰入金	571	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
2 繰越金	2,811	5,158	△ 2,347
1 繰越金	2,811	5,158	△ 2,347
1 繰越金	2,811	5,158	△ 2,347

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
3 諸収入	2, 945	3, 325	△ 380
1 延滞金、加算金及び過料	1	1	0
1 延滞金	1	1	0
2 貸付金元利収入	2, 944	3, 324	△ 380
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	2, 944	3, 324	△ 380

節		説 明	
区 分	金 額		
1 延滞金	1	母子父子寡婦福祉資金貸付金延滞金	1
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	2,944	母子父子寡婦福祉資金貸付金 元金 利子	2,942 2

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
4 市債	1,500	2,500	△ 1,000
1 市債	1,500	2,500	△ 1,000
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業債	1,500	2,500	△ 1,000

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳
1 母子等福祉資金貸付事業費	8,577	18,407	△ 9,830	特定財源 7,256 一般財源 1,321
1 母子等福祉資金貸付事業費	8,577	18,407	△ 9,830	特定財源 7,256 一般財源 1,321
1 母子等福祉資金貸付事業費	8,577	18,407	△ 9,830	特定財源 7,256 (特定財源内訳) 地方債 1,500 その他 5,756 一般財源 1,321

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	3	母子父子寡婦福祉資金貸付に要する経費 母子父子寡婦福祉資金貸付事業8,577
10 需用費	70	
11 役務費	33	
12 委託料	468	
20 貸付金	5,114	
22 償還金利子 及び割引料	1,496	
27 繰出金	1,393	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中 増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	千円 15,034	千円 13,289	千円 1,500	千円 1,496	千円 13,293
(1) 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	15,034	13,289	1,500	1,496	13,293
合 計	15,034	13,289	1,500	1,496	13,293